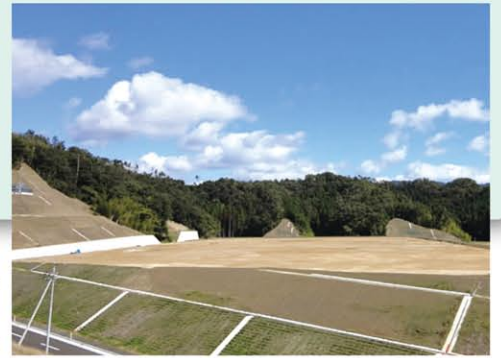


京丹後市



森本工業団地

森本工業団地は、京丹後市大宮町森本地区に造成した市内最大規模となる工業団地。平成28年10月には、「山陰近畿自動車道」が当該地区まで延伸されたことに伴い、京阪神地域や北陸・中京地域へのアクセスが飛躍的に向上することとなりました。生産拠点、またはサテライトとして、内外の企業にご活用いただけます。

森本工業団地の概要

- 所在地 京都府京丹後市大宮町森本
- 工場用地面積 約7.2ha
- 分譲対象業種 原則として、製造業及びその附属施設、試験研究施設、物流業
- 引渡し可能時期 5ヶ月以内
- 地質・地盤 第1種地盤
- 地域指定(準拠法令) 地域未来投資促進法・半島振興法・過疎法
- 用水 上水道(200㎡/日)
- 排水 企業内処理→公共下水道
- 電力 高圧6.0kV(特別高圧33kV引込可能 三坂線分岐1.4km、応相談)
- 分譲面積 第2区画5,702㎡

交通条件

- 道路 山陰近畿自動車道
[京丹後大宮IC](平成28年10月30日開通): 0.5km
国道312号: 2.0km
- 鉄道 京丹後鉄道(略称:丹鉄(たんてつ))[京丹後大宮駅]: 3.5km
- 空港 但馬空港: 44.0km
舞鶴港: 38.5km



優遇制度

| 条例・要綱・制度名 | 措置 | 対象地域及び対象者 | 対象要件 | 内容 |
|-------------------|--------|---|---|---|
| 企業立地支援事業(要綱) | 助成金の交付 | A情報関連産業 B製造業 C製造業類似事業 D道路貨物運送業 E倉庫業及び運輸に付帯するサービス業 F自然科学研究所 | 次のすべての要件を満たすもの ○投下固定資産額要件 ・A:300万円以上 ・Bのうち地域農林水産資源を活用するもの及びCのうち農業に属する事業:500万円以上 ・上記以外:1,000万円以上 ○雇用者要件 市民の正規雇用者3人以上(中小企業者は同2人以上)の増加 ○事前に事業所の指定を受けていること | ○助成額: 増加した市民の正規雇用者数×100万円(ただし、助成対象経費の範囲内) ○対象経費: 用地取得費、電気料、借入金支払利息、人件費等 ○限度額: 5億円(500人相当分) |
| | 奨励金の交付 | | 同上 | ○奨励金交付額: 固定資産税賦課相当額 ○交付期間: 操業開始後初回課税年度から5年間 ○限度額:70億円 |
| | 奨励品の交付 | | 助成金の交付対象要件を満たすもののうち、投下固定資産額3億円超かつ市民正規雇用者増加数10人以上のもの | ○営業用自動車1台の交付(上限:200万円相当) |
| 企業立地支援専門家派遣事業(要綱) | 専門家の派遣 | 企業立地支援事業の対象となるもののうち、市内に初めて事業所を設置しようとする者 | 正規雇用者10人以上(市民5人以上を含む)の新たな雇用 | ○派遣専門家: 中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、行政書士 ○限度額: 50万円(1人当たり20万円) |
| 地域総合整備資金貸付金(要綱) | 無利子融資 | 地域振興民間能力活用事業計画による民間事業者 | ○市内において1人以上の新規雇用 ○貸付対象費用の総額(用地費除く)が1,000万円以上 ○用地取得等契約後5年以内に営業開始 | ○貸付限度額:10.5億円(対象費用の35%以内) ○貸付利率:無利子 ○返済期間:15年以内(5年以内の措置期間を含む) |

※「地域未来投資促進法」「半島振興法」「過疎法」「地域再生法」、各種税の優遇制度もあります。